3．満期保有目的の債券で時価のあるもの　（単位：円）

| | 種　類 | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債・地方債等 | 18,917,847,005 | 19,985,400,000 | 1,067,552,995 |
| | 小　計 | 18,917,847,005 | 19,985,400,000 | 1,067,552,995 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債・地方債等 | 100,000,000 | 99,840,000 | －160,000 |
| | 小　計 | 100,000,000 | 99,840,000 | －160,000 |
| 合　計 | | 19,017,847,005 | 20,085,240,000 | 1,067,392,995 |

4．満期保有目的の債券の今後の償還予定額　（単位：円）

| | １年以内 | １年超５年未満 | ５年超10年未満 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 国債・地方債等 | 1,300,000,000 | 5,450,000,000 | 6,700,000,000 | 5,600,000,000 |
| 合　計 | 1,300,000,000 | 5,450,000,000 | 6,700,000,000 | 5,600,000,000 |

［キャッシュ・フロー計算書関係］

資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金　134,515,566円

資金期末残高　134,515,566円

［行政サービス実施コスト計算書関係］

引当外退職給付増加見積額は、国及び大阪府からの出向職員にかかるものであります。

［重要な後発事象］

当機構は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成25年法律第19号）附則第２条第１項及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第22号）の定めにより、平成26年４月１日に解散しました。

同法律附則第２条第８項及び第９項の規定により、財務諸表等は継続企業を前提として作成されており、解散することによる影響を財務諸表等には反映しておりません。

［その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報］

⑴　［重要な後発事象］をご参照下さい。

⑵　平成23年６月３日の閣議決定「国家公務員の給与減額支給措置について」及び平成23年10月28日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」に基づき、平成24年４月より役職員の給与を減額して支給しており、平成25年度に削減した2,070,563円は、平成26年３月28日に災害義援金として、日本赤十字社へ支出しております。

**第二号勘定利益の処分に関する書類**

（平成26年７月３日）

（単位：円）

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | 45,496,744 |
| 当期総利益 | 45,496,744 | |
| Ⅱ　利益処分額 | | |
| 積立金 | 45,496,744 | 45,496,744 |

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２６年（フ）第１１５６号**

神奈川県茅ヶ崎市平太夫新田８番地２　クレールＩＺＵＭＩ―102

債務者　牧　　藍

1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　竹内　礼奈

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前10時50分

5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２６６１号**

大阪府寝屋川市緑町22番18号

債務者　山根美樹子

1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三村　雅一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３４号**

兵庫県西脇市西脇156番地の２

債務者　藤本かよ子

1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　廣井　正則

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所社支部

**平成２６年（フ）第３５号**

兵庫県西脇市西脇156番地の２

債務者　旭屋菓子店こと　藤本　匡美

1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　廣井　正則

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所社支部

**平成２６年（フ）第２７０号**

岡山県倉敷市児島小川９丁目３番81号

債務者　山口　　登

1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　川﨑　政宏

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午後３時

5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２９１号**

広島市安佐南区中筋３丁目31番13―１号

債務者　箱崎　紀子

1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山手　貴文

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午後２時

5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３２８号**

広島市東区戸坂新町１丁目12番５号

債務者　岩田　和章

1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　芥川　　宏

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時

5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第５３２号**

広島市西区都町25番１―1002号

債務者　木山　幸子

1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　日野真裕美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　広島地方裁判所民事第４部